

サービスの内容等表示実施要領

外国語教育サービス

I 表示すべきサービス

外国語教育サービス

2 適用内容

外国語教育サービスとは、外国語教育を教室等の施設において継続的に提供していることをいう。ただし、学校教育法その他の法令に基づき設置されている学校等の正規の課程における外国語教育(以下「学校教育」という。)、学校教育の補習のための講座、高等学校・大学等の入学試験及び大学入学資格検定のための受験対策の講座並びに生徒総数が30人未満のものを除く。

3 表示すべき事項

(1) 事業主体及び施設に関すること

- ア 事業主体の名称
- イ 事業主体の所在地及び電話番号
- ウ 事業主体の代表者氏名
- エ 指導場所となる施設の名称
- オ 指導場所となる施設の所在地及び電話番号等
- カ 指導場所となる施設の交通の便

(2) サービスに関すること

- ア 教授する言語の種類
- イ 講師の数
- ウ レベルチェックの方法・進級制度
- エ レベル別・目的別コース
- オ 講座の形態
- カ クラス定員
- キ 1講座の時間
- ク 開講時間帯
- ケ 募集の時期
- コ 受講期間
- サ 休校日

(3) 費用等に関すること

- ア 入学金、受講料、教材費等
- イ 消費税の負担

- ウ 支払方法等
- エ クーリング・オフ制度
- オ 中途解約
- カ 契約書面等の交付

(4) その他

- ア 講座の体験・見学に関すること
- イ 相談窓口に関すること
- ウ 表示有効期限

4 表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項

(1) 事業主体及び施設に関すること

ア 事業者主体の名称

事業者主体の名称は、正式名称で表示すること。

事業者が個人の場合は、指名を表示すること。

イ 事業主体の所在地及び電話番号

事業主体の所在地及び電話番号を表示すること。

ウ 事業主体の代表者氏名

事業主体の代表者の氏名を表示すること。

エ 指導場所となる施設の名称

外国語教育の指導を実際に行う施設の名称を表示すること。

オ 指導場所となる施設の所在地及び電話番号等

外国語教育の指導を実際に行う施設の所在地及び電話番号等を表示すること。

カ 指導場所となる施設の交通の便

外国語教育の指導を実際に行う施設への交通の便を最寄りの駅及び同駅から施設までの所要時間を表示すること。

(2) サービスに関すること

サービスに関することは、次のように表示すること。

ア 教授する言語の種類

当該施設において教授するすべての外国語を表示すること。

イ 講師の数

当該施設の講師の総数を表示し、併せて当該施設において自らが教授する外国語を母語とする講師の人数を内数で表示すること。

(コースごとに講師が固定している場合は、コース毎の表示でもよい。)

新規に開設(校)予定の講座数に合わせて表示する場合は、その旨表示すること。

ウ レベルチェックの方法・進級制度

進級の仕組み、入学時・進級時等に行われるレベルチェックの方法(トーキング、ヒアリング、ペーパーテストなど)及び費用を表示すること。

エ レベル別・目的別コース

一般・日常英会話、英検・通訳ガイド等の受験対策等、当該施設において設置しているコースをレベル別・目的別に表示すること。併せてコースやレベルごとに選択の目安になる説明を加えることが望ましい。

《表示例》

入門	ゆっくりであれば、英語による説明が聞き取れる人に
レベル1	簡単な日常会話、自己紹介がテキストにたよらずできる人に
レベル2	趣味や日常の出来事など、自分の興味のある話題を会話できる人に
レベル3	日常会話全般が問題なくこなせ身近な話題の意見交換ができる人に

オ 講座の形態

固定スケジュール制、フリータイム制、予約制等、当該施設において設定している講座の形態について表示し、説明を加えることが望ましい。

また、学習期間を分割し、その期間内の受講回数を制限する場合は、その上限回数を併せて表示すること。

《表示例》

固定スケジュール制	入学に当たっては、クラス編成テストを行い、レベル別に定員枠内でクラスが編成され、学習期間、受講する曜日、時間、講師が固定されます。
フリータイム制	学習開始日は、自由に設定することができます。 学習期間、総講座数は、別に定めるコースの中から選択できます。 受講に当たっては、あらかじめ受講時間の予約が必要です。 予約は受講日の2週間前から電話で受け付けます。予約は1度に4講座まで、受講は一週間に8講座まで可能です。 マンツーマンコース以外は講師を指定することはできません。

カ クラス定員

プライベートレッスン、セミプライベートレッスン、グループレッスン等、当該施設において独自に設定しているクラス編成のクラス定員を表示すること。

キ 1講座の時間

講座1回あたりの時間を表示すること。

ク 開講時間帯

講座の開設されている時間帯(○時○分～○時○分)を表示すること。

ケ 募集の時期

募集の時期を表示すること。また、募集の時期が決まっていない場合は、その旨表示すること。

コ 受講期間

実際にサービスを提供する期間を講座の形態又は目的別コースごとに表示すること。

《表示例》

レベル別・目的別コース、講座の形態、クラス定員、1講座の時間、開講時間帯、募集の時期、受講期間を一括で表示した例

目的別コース		一般・日常会話			英検準備		TOIEC ・ TOEFL
レベル		初級	中級	上級	1級	2級	
講座の形態	固定制	定員：5人 講座：週2回・6か月48回 募集：3月・9月	○	○	○	○	○
	個人教授	講座：週2回～・6月以内48回 募集：随時募集	○	○	○	○	○
	自由制	定員：3人～5人 6人～8人 講座：6か月・60回 9か月・90回 募集：随時募集	○	○	○	—	—
開講時間／1講座の時間		午後1時～9時 / 50分 (共通)					

サ 休校日

休校日及びその取扱いについて表示すること。

(3) 費用等に関すること

費用等に関することは、次のように表示すること。

ア 入学金、受講料、教材費等

入学金（有効期限や優待制度等を定めている場合は、その条件についても併せて表示すること。）、受講料（いわゆる固定スケジュール制以外の場合は、講座単価・総額、受講期間内の総講座数についても併せて表示すること。）、教材費、施設使用料等全ての費用内訳・総額を表示すること。

《表示例》

講座の形態、受講期間、総講座数、クラス定員別に費用を一括で表示した例

講座の形態		フリータイム制			
受講期間等		6か月・60回		6か月・90回	
クラス定員		3～5人	6～8人	3～5人	6～8人
費用	入学金	5,000	5,000	5,000	5,000
	教材費	0	0	0	0
	受講料総額	138,000	126,000	189,000	171,000
	1回当たり	(2,300)	(2,100)	(2,100)	(1,900)
	計	143,000	131,000	194,000	176,000
	消費税	4,290	3,930	5,820	5,130
	費用総額	147,290	134,930	199,820	181,130

※入学金は、2年間有効です。

《表示例》

講座の形態、受講期間、クラス定員、入学金、受講料、教材費等、消費税の負担を一括で表示した例

講座形態		固定制		自由制			
期間等		5か月	6月以内	6か月以内・60回		6か月・90回	
クラス定員		5人	個人教授	3～5人	6～8人	3～5人	6～8人
費用	入学金	20,000	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	教材費	6,000	6,000	0	0	0	0
	受講料総額	96,000	384,000	138,000	126,000	189,000	171,000
	1回当たり			(2,300)	(2,100)	(2,100)	(1,900)
	計	122,000	410,000	143,000	131,000	194,000	176,000
	消費税	3,660	12,300	4,290	3,930	5,820	5,130
	費用総額	125,660	422,300	147,290	134,930	199,820	181,130

イ 消費税の負担

表示されている料金に消費税が含まれているか否かを表示すること。

ウ 支払方法等

月謝制、分納、全額前納等の支払方法について表示すること。現金払いの場合は支払いの時期を表示すること。クレジット等を利用する場合は、会社名、支払い回数、支払い期間、手数料（率）等について表示し、その契約内容についても十分説明すること。

エ クーリング・オフ制度

法令に基づくクーリング・オフ、自主的に設けている申し込みの撤回及び契約の解除の条件等について表示すること。

オ 中途解約

中途解約の可否等（解約事由、解約料）を表示すること。

カ 契約書面等の交付

契約に際し、契約内容を明記した書面の交付の有無を表示すること。

(4) その他

その他の事項については次のように表示すること。

ア 講座の体験・見学に関すること

体験（入学する、しないに関わらず受講できるものに限る）・見学可能なコース、料金及び利用方法等を表示すること。

イ 相談窓口に関すること

契約及び学習上の相談窓口の名称、所在地、電話番号等を表示すること。

ウ 表示有効期限

表示された費用の有効期限を表示すること。

- (5) 入学等の勧誘、説明、相談等の営業活動を行う場合（新聞広告等、不特定多数の消費者を対象とする場合を除く。）に、消費者に対して表示すべき事項を記載した書面を交付する方法で表示すること。

具体的には、次のような場合に、事業者と消費者が最初に接する時点で、表示を行うこととする。

- 消費者の依頼の有無に係わらず、講座等に関する資料を消費者に送付又は配付する場合
- 消費者を集め、入学等に関する説明会等を開き、講座等に関する資料の提供又は入学等の勧誘若しくは説明等を行う場合
- 講座の体験・見学、入学の相談等の目的で事業者の施設等を訪問した消費者に対し、講座等に関する資料の提供又は入学等の勧誘、説明を行う場合
- 消費者の依頼の有無に係らず、消費者の住居等を訪問して、講座等に関する資料の提供又は入学等の勧誘、説明を行う場合

- (6) 入学の募集等の目的で作成するリーフレットやパンフレット等に、表示すべき事項を記載する場合は、それ以外の記載事項とできるだけ区別して表示すること。

- (7) 事業主体の所在地と指導場所となる施設の所在地が同一であるというように表示事項の内容が重複する場合、重ねて表示することを省略できる。

- (8) 表示に用いる文字は、法令に定めがある場合を除き、日本産業規格 Z 8 3 0 5（活字の寸法基準）に規定する 7 ポイント以上の大きさとし、背

景の色と明確に区別できる色で表示すること。

5 その他

(1) 表示義務者

施設等の事業主体が、東京都の区域内において、入学等の勧誘、説明等の営業活動を行う場合に表示義務を負う。

(2) 表示禁止事項

表示に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に違反しないこと。

6 施行年月日

平成9年4月1日から施行する。

令和元年7月1日一部改正